

**「おおいた動物愛護センター敷地内清掃等委託業務」
提案競技 募集要項**

1 趣 旨

県と大分市が共同で設置・運営する「おおいた動物愛護センター」（以下、センター）は、動物の愛護や適正な飼養の普及啓発等、人と動物が共生する社会を実現することを目的に、平成31年2月17日に設置された。

県民誰もが楽しみながら、動物を通じ、命の大切さや、動物との正しい関わり方などを学ぶことができる場を目指す施設としての取組の一環として、平成30年8月29日に実施した大分県知事と大分市長との政策協議において、知的・精神障がいのある方の就労支援の場として活用することが合意されたところである。

この合意をもとに、敷地内の清掃、センターにおける子猫のならしの補助、展示物の制作補助等の業務について、就労継続支援事業所に委託することとし、事業所の選定にあたっては、大分県契約事務規則第33条の3の規定による公告を行い、契約希望者を募集する。

この要項は、この委託業務の委託先募集に関し、提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 業務内容等

- (1) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (2) 履行場所 大分県大分市廻栖野3231番地47
おおいた動物愛護センター
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（3年間）
※長期継続契約
- (4) 契約限度額 17,265,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 著作権等

制作した展示物等は、県の実施する啓発活動等（センター展示物、ホームページ等への掲載、県が実施する各種講話やイベント等での使用、大分県内における広報媒体での放映、市町村や企業等への貸出）で利用できることとする。

また、成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格等

(1) 参加資格

参加者に必要な資格は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 就労継続支援（A型又はB型）事業所とする。
- ② 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

③ 委託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

ア 業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

イ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ウ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

④ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 資格審査書類

次に定める資格審査書類を参加申込書に添えて提出すること。

委託業務参加資格誓約書（様式3）

指定障害福祉サービス事業所の指定書（写し）

4 募集要項の掲示場所及び日時

大分県庁ホームページに募集要項を掲示する。

掲示期間 **令和8年8月12日（水）～8月31日（月）**

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問票」（様式4）にて行うものとし、質問票は電子メール又はFAXで提出すること。なお、着信を必ず確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 提出先 おおいた動物愛護センター

E-mail a13920@pref.oita.lg.jp

FAX 097-588-2211 (TEL 097-588-1122)

イ 提出期限 令和8年8月18日（火）17時15分まで

(3) 回答

令和8年8月21日（金）までに大分県庁ホームページに掲載する。

6 参加申込書の提出等

(1) 仕様書「第2 委託業務内容」をもとに、次の事項を記載した下表の書類を作成し、**7 部**を提出期限までに提出すること。

① 本業務実施にあたっての考え方

知的・精神障がいのある方の就労支援の場として活用するにあたって、訓練としての位置づけや自立支援にあたっての考え方を記載すること。

② 継続的な業務実施を可能とする体制と方策

利用者の体調の波や入れ替わりがあることが想定される中で、継続的な業務実施を確保するための業務実施体制や事業所内で取り組む方策について記載すること。

③ 安全確保策

慣し業務等、子猫とのふれあいが含まれる業務についての安全管理についての考え方、方策について記載すること。

④ 普及啓発品の制作実績

行政、企業から受注して制作した普及啓発品実績について記載すること(上限、3 品)。可能な限り、制作した物品の写真等を添付すること。

⑤ 雨天の場合や冬期など業務が変動した場合やその他仕様書に掲げる業務の関連業務として実施できる業務があれば記載すること。

(A 4 サイズ。長辺綴じ(ファイル等による綴込みはしないこと。2 穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること))

① 参加申込書	会社名、担当者名及び電話番号、FAX 番号等連絡先を明記すること。	様式1 (A 4 版)
② 業務計画書	仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえて企画・提案をすること。	様式自由 (A 4 版)
③ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。	様式自由 (A 4 版)
④ 積算書	業務に必要な経費を項目ごとにその単価、金額を記載すること。(3 年間分)	様式2 (A 4 版)
⑤ 委託業務参加資格誓約書	指定障害福祉サービス事業所の指定書(写し)を添えて提出すること。	様式3 (A 4 版)

(2) 参加申込書等の提出期限及び提出先

①提出期限 令和8年8月31日(月) 17時15分まで(必着)

②提出先 〒870-1201 大分県大分市大字廻栖野 3 2 3 1 番地 4 7
おおいた動物愛護センター

(3) その他

1 者につき 1 提案とする。また、提出後の参加申込書等の差し替えは受け付けない。

7 審査及び結果通知

(1) 参加申込書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。

なお、参加者が多数の場合、予備審査を行うことがある。予備審査を実施した場合は、その結果を F A X で通知する。

なお、審査委員会は令和 8 年 9 月 9 日（水）に開催の予定。（予定は変更になることがある。）

(2) 審査委員会では、業務計画に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1 者 1 5 分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、委員による質疑を行う。なお、質疑は 1 5 分以内とする。

(3) 審査結果は、令和 8 年 9 月 1 5 日（火）を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。

(4) 審査委員会で最高得点を獲得した参加者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

8 その他

(1) 参加申込書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された参加申込書等は返却しない。なお、参加申込書等は選定業務以外には使用しない。

(3) 契約に当たっては、企画・提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 次年度以降の契約について

本件契約については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、次年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は契約を解除する。

10 参加申込書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-1201 大分県大分市大字廻栖野 3 2 3 1 番地 4 7
おおいた動物愛護センター

T E L 097-588-1122 F A X 097-588-2211